

第 3 回入札監視委員会の審議概要

独立行政法人 空港周辺整備機構

開催日時及び場所	平成20年7月8日（火） 13時30分 ～ 16時30分 独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 第一会議室		
委員	委員長 西川 賢二(弁護士) 委員 柳原 健治(公認会計士) 委員 松村 暢彦(大阪大学大学院准教授)		
審議対象期間	平成19年4月1日 から 平成20年3月31日 の間に締結した契約		
抽出案件	総件数		6 件 (備考)
	内訳	一般競争	工事 2 件
			コンサル タント 2 件
		指名競争	コンサル タント 1 件
	随意契約	工事 1 件	
委員からの意見・質問、それに対する空港周辺整備機構の回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問（委員）	回答（空港周辺整備機構）
<p>（4階事務室改修工事委託）</p> <p>○ 賃借人の承諾があれば、機構が競争入札により安価で施工業者と直接契約できたのではないか。</p> <p>（低入札価格調査）</p> <p>○ 低入札となった契約について、第三者による施工管理の必要性。</p> <p>○ 間接工事費のほとんどを削って低入札になっているのであれば、積算の段階で間接工事費を低く見積もることはできないのか。</p> <p>（指名停止の運用状況）</p> <p>○ 指名停止期間が概ね2か月程度となっているが、ペナルティーとしての処分としては軽すぎるのではないか。</p> <p>【まとめ】</p> <p>意見、勧告の必要はない。 審議を参考にして、一層公正で透明な事務手続きを実施することを期待する。</p>	<p>○ 本件工事は、空調・電気設備及び壁面の改築などにより、建物全体の管理・調整が必要となるため、家主が施工することを条件に承諾されたものである。 また、契約を締結するにあたり独自に他社から見積りを徴収するなど金額の妥当性についても検証を行っている。</p> <p>○ 施工管理を必要とするほどの規模、内容の工事契約ではないため、担当職員の監督のみで品質管理が可能である。</p> <p>○ 国等が定めた基準に基づき利潤を含めた適正な価格を積算しており、間接経費を機構が独自に減額する根拠がない。</p> <p>○ 機構の指名停止は、国や自治体の措置に準じて実施しており、当該停止期間中は公共事業関連の入札等には参加できず、営業活動の制限を強いられることから、相応の処分であると考えます。</p>